

水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (旧県営かんがい排水事業)	事業主体 県	所管課班 ①農村振興課 地域計画班 ②農村整備課 水利施設保全班
---	--------	--

事業の内容

基幹的な用排水施設であるダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の新設、改修及びそれに付帯する工事。

採択基準

次に掲げる一に該当するもの。

- (1) 本事業を実施しようとするときは、地域における農業の振興方向、営農目標、生産基盤整備の内容、営農支援の体制等を定めた営農目標推進整備計画を作成するものとする。【戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業と農山漁村地域整備交付金で該当】
- (2) 国営土地改良事業又は水資源機構営事業と一体となって行う事業であること。【戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業で該当】
- (3) 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね200ha以上でありかつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの。
- (4) 現に農業用用排水施設の利益を受けていない畠地を受益地とする農業用用排水施設(以下「畠地を受益とする農業用用排水施設」という。)の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上であり、かつ末端支配面積がおおむね20ha以上のもの。
- (5) 国営事業施行部分に接続する農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね100ha以上のものの受益面積の合計がおおむね200ha以上のもの。
- (6) 国営事業施行部分に接続する畠地を受益地とする農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね20ha以上のものの受益面積の合計がおおむね100ha以上のもの。
- (7) 農業用用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設(附帯施設を含む。)を伴う農業用用排水施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上のもの。
- (8) 河川に設置されている取水施設(農業用水として河水を得るための頭首工、集水きょ、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であって、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね3分の2以下であるものをいう。)が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であって、受益面積がおおむね200ha以上で、これに要する費用の額がおおむね5千万円以上のもの。
ただし、この場合の事業費(取水施設の機能障害対策に係るもの。)にあっては、受益者負担金の額を当該費用の15%以内とする。
- (9) 「土地改良事業計画基準(排水・ほ場整備(畠))」(昭和53年9月12日付け53構改C第306号農林水産事務次官依命通達)により定められた排水に係る基準を上回る機能を有する排水施設を整備する必要がある地域において(1)の事業と併せて行う必要のある農地防災排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上あり、かつ、末端支配面積が併せ行う(1)の事業の末端支配面積と同一であるもの。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
一	般	50	25(40)	10	15(—)	

H23年度新規地区以降適用。()はダムに係る分